平成２２年（フ）第１８０号
岩手県花巻市高木第20地割200番地132
債務者　堀合　勝夫
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１８１号
岩手県花巻市高木第20地割200番地132
債務者　堀合千代子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１８７１号
仙台市宮城野区安養寺１丁目12番12号　みゆきハイム203
債務者　丹野　正雄
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９０号
仙台市宮城野区福室６丁目19番９―301号
債務者　広沢　信子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２１号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目27番５号　県営桜ヶ丘住宅524
債務者　太田　裕美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３９号
仙台市青葉区台原１丁目15番28号　サニービレッヂ301
債務者　阿部　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
宮城県柴田郡大河原町字南桜町３番地８
債務者　半谷　裕行
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１６９号
宮城県柴田郡大河原町字南桜町３番地８
債務者　半谷とみ子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１７０号
宮城県刈田郡蔵王町大字円田字東上６番地２
債務者　半谷　裕美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１７８号
宮城県柴田郡大河原町字新東87番地５
債務者　氏家ゆかり（旧姓荻山）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５９３号
金沢市高尾台２丁目３番地　ロイヤルハイム高尾台201号室、従前の住所金沢市窪６丁目242番地３
債務者　池端　康宏
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５９４号
金沢市押野１丁目61番地８、従前の住所金沢市窪６丁目240番地
債務者　池端　紀子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６０６号
金沢市増泉３丁目２番15号
債務者　木村　理恵
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６２７号
金沢市高畠１丁目121番地　Ｋ２ハイツ201号室、従前の住所愛知県一宮市八幡４丁目11番２号、従前々の住所金沢市西念４丁目５番20号
債務者　表　こずえ（旧姓抜田）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６２８号
金沢市堀川町21番26号
債務者　辰巳　直敬
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６３５号
石川県かほく市白尾カ50番地
債務者　西田　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８７号
長野県東筑摩郡朝日村大字古見1093番地１、前住所長野県松本市渚３丁目４番11号
債務者　山本　重人（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４４３号
滋賀県栗東市目川1070　シャトルハルタ403号、申立時の住所大津市鳥居川町６番35―1215号　ティアラ・セントワンズ
債務者　田畠　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
大津地方裁判所民事部